

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

被処分者は、障がい者交通費助成制度により市内の公共交通機関を無料で利用できる福祉乗車証を保有していたにもかかわらず、入庁時から20年以上にわたって、本来不要であった通勤手当合計3,354,249円を不適正に受給していた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 判明の経緯

2024年7月に全職員を対象に行った住居および通勤手当の一斉点検を契機として、所属の上司が被処分者に対し、福祉乗車証の保有の有無を確認したところ、従前から保有していたことを認めたことで発覚した。

3 処分日

2025年2月7日（金）

4 被処分者および処分内容等

財政局 一般職 男性 40歳代 減給4月